

入退会及び会費規程

(適用)

第1条 一般社団法人日本臨床心理士会（以下「本会」という。）への入退会及び会費については、定款に定められたもののほか、この規程の定めるところによる。

(入会)

- 第2条 本会の正会員になろうとする者、又は退会若しくは会員資格を喪失した者で再入会をしようとする者は、所定の入会申込書又は電磁的方法により、会長に申し込まなければならない。
- 2 再入会をしようとする場合、未納の会費があるときは、再入会申し込み時にこれを納入することを要する。
 - 3 入会は、常任理事会においてその可否を決定し、会長が申込者に通知する。
 - 4 申込者は、入会の承認の通知を受けてから1か月以内に会費を納入しなければならない。
 - 5 申込者は、年会費を納入した日に正会員の資格を取得する。ただし、納入日が入会希望年度以前である場合は、入会希望年度の4月1日に会員資格を取得する。

第3条 本会の団体会員になろうとする者は、所定の入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

- 2 申込者は、入会が承認された日に団体会員の資格を取得する。
- 3 団体会員は、会費を納入することを要しない。

(退会)

第4条 正会員が定款第8条に定めにより退会する場合は、氏名、臨床心理士登録番号、住所、退会の期日及び退会事由を記載の上、その旨を書面又は電磁的方法により会長に届け出なければならない。

- 2 正会員は、退会時に未納の会費がある場合は、これを納付することを要する。また、退会の期日にかかわらず、払い込んだ会費は返還しないものとする。

第5条 団体会員が退会しようとする場合は、名称、所在地、代表者（会長）名、退会の期日及び退会事由を記載の上、その旨を書面により会長に届け出なければならない。

(年会費)

第6条 正会員の年会費は、8,000円とする。

- 2 海外在住で日本国外の住所への通信物の送付を希望する正会員の年会費は、10,000円とする。
- 3 事業年度の途中に入会した場合であっても、会費は全額納入することを要する。
- 4 会費は一括で納入することを要する。

(反社会的勢力の排除)

第7条 入会又は再入会しようとする者は、次の各号に掲げるいずれにも該当しないこと、及び将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員
- (2) 暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
- (3) 暴力団準構成員

- (4) 暴力団関係企業等に勤務する者
- (5) その他前各号に準じる者

(改廃)

第8条 この規程を改廃する場合は、理事会の決議を経て行う。ただし、第6条第1項及び第2項に定める年会費の額を改定する場合は、代議員会の決議を経て行う。

(附則)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2026年4月1日から施行する。